

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和４年度第７回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	１ 個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 (1) 野田市立保育所防犯カメラ管理運用業務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（保育課） (2) 野田市立幼稚園防犯カメラ管理運用業務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（教育総務課） ※ (1)及び(2)については、一括して審議する。 ２ 諮問事項 個人情報保護制度の運用の手引等について（公開） ３ 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（非公開）
日 時	令和５年２月９日（木）午後２時から午後４時１５分まで
場 所	市役所低層棟４階 委員会室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、吉田 陽子（保育課副主幹）、中村 憲一（保育課管理係主査）、倉持 忠雄（教育総務課教育総務係長） 事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）
傍 聴 者	２人
議 事	
令和４年度第７回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 １ 個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 (1) 野田市立保育所防犯カメラ管理運用業務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（保育課） (2) 野田市立幼稚園防犯カメラ管理運用業務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（教育総務課） 担当者から一括して概要の説明を受けた。 玉真委員 防犯カメラで撮影された映像は、どこで誰が確認するのか。 吉田副主幹 カメラに内蔵しているＳＤカードに記録されます。映像を確認する場合には、ＳＤカードを抜き出し、別の端末等で確認することになります。その場合、	

運用責任者が指定する動画取扱職員が確認します。

玉真委員 映像の保存期間は通常 1 週間とあるが、削除の方法はどのようになっているか。

吉田副主幹 S D カードの容量の関係から 1 週間となっており、上書きすることで削除することになります。

玉真委員 自動上書きということか。

吉田副主幹 そのとおりです。

須賀会長 1 週間という期間で問題はないか。

吉田副主幹 行政が個人情報 を 長期間保有することと、実益との均衡をどのように取るかというのは判断が難しいところですが、今回は容量の都合もあり、1 週間としています。

玉真委員 保育所又は幼稚園で事件が起きた場合、警察が速やかに捜査関係事項照会等で記録を取りに行くと考えられるため、1 週間で十分かとは思う。

高橋委員 運用基準に苦情処理に係る規定があるが、既に防犯カメラを設置している児童センターでは、苦情はあったか。

事務局 現時点では、所管課からそのような報告は受けていません。

松本委員 保存期間について延長することがあるとのことだが、その場合はどのような取扱いになるのか。

中村主査 警察等から照会があった場合、S D カードから映像データをコピーします。そのコピーデータについては、保存期間を 1 週間より延長することがあります。

玉真委員 犯罪行為の抑止ということで、運用基準には防犯カメラの周知の規定があるが、具体的にどのような方法を考えているか。

倉持係長 防犯カメラはポールに設置することになりますが、そのポール部分にステッカーを貼り、防犯カメラにより撮影中である旨の表示をすることを予定しています。

須賀会長 運用基準の第 10 条の守秘義務は誰を対象としている規定か。

吉田副主幹 主として動画取扱職員になります。

須賀会長 あえて主語は書かなくても良いか。

小林委員 職員以外の者であっても、秘密を知り得た者に守秘義務を負わせたいものであるなら、この書きぶりで良いのではないか。

吉田副主幹 御指摘のとおりです。現行のままにしたいと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ審議依頼書及び登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

2 諮問事項 (公開)

個人情報保護制度の運用の手引等について

担当者から野田市における個人情報保護制度の運用の手引について説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から個人情報ファイル簿作成マニュアルについて説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から個人情報取扱事務登録簿記載マニュアルについて説明があった。

玉真委員 「3 登録簿の各欄の記載について」において市の機関として議会が記載されているが、議会は野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の規律対象から除外されていたように記憶している。どのような整理になっているか。

高谷係長 御指摘のとおり、議会は法律施行条例からは除外されていますが、議会を規律するために野田市議会の個人情報の保護に関する条例を制定しており、そこらにも登録簿に関する規定があります。登録簿を作成する根拠条例は異なるものの、記載事項等は同一であるため、当該マニュアルでは一まとめに記載しています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求対応マニュアルについて説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準について説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から野田市個人情報の保護に関する管理基準について説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事

項について説明があった。

小林委員 私用パソコン等については、記載のとおり原則禁止が妥当と考える。必要な安全管理措置については検討を進めるということだが、管理体制はどうなっているか、管理者は定めてあるか、U S B等の可搬媒体の取扱いをどうするか、一定程度の運用基準を定めた場合に承諾するという形式が望ましいと考える。

高谷係長 安全管理措置については、受託者については市の機関と同程度の措置を講じた方が、当然安全でありますし、委託者である市の機関も監督が容易になります。同程度の措置を講ずることが困難な者に係る安全管理措置については、国においても議論がありますのでその動向を注視しつつ、他の自治体等も参考にしながら検討を進めていきたいと思えます。今回は、契約書にこの文面で特記事項を付すことについて承諾を頂ければと思えます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第7回野田市情報公開・個人情報保護審査会のうち、公開の会議を終了する。

以上